特集1

今、わたしたちにできること

4月に発生した平成28年熊本地震により、熊本県や大分県において甚大な被害が発生しました。わたしたちの住む地域も、南海トラフ巨大地震等が発生した場合、大きな被害を受けるといわれています。

復興を進める被災地への支援とともに、いざという時に自分の命を守るための準備等、今、わたしたちにできることを考えてみませんか。

被災地のために、できること

復興の力になる

被災地の復興には、ボランティア活動が大きな役割を果たします。ボランティア活動を通して、復興の力になりませんか。活動の際は、次の制度を活用ください。

■被災地ボランティア活動支援

被災地域における災害救援活動や復興支援活動等に係る経費を一部補助します。

●対象者　市社会福祉協議会にボランティア登録があり、対象活動に従事した日以前から市内に住所を有する人

●対象活動　災害救助法に規定する被災地の社会福祉協議会又は災害ボランティアセンターからの要請や受け入れの了承されたボランティア活動

●対象経費　宿泊費・交通費

●補助額　宿泊費➡1泊3000円以内（上限3泊）　交通費➡往復費用の2分の1（上限1万5000円、熊本地震に関しては2万円）

●申請方法　ボランティア活動終了後30日以内に、申請書類を持って市社会福祉協議会へ

●問い合わせ　市社会福祉協議会（☎(77)2941）、市民協働課（☎(71)2218）

■災害派遣等従事車両証明書

被災地救援等のために使用する車両の有料道路使用料が無料になる証明書を発行しています。

●対象　次のいずれかに該当する車両

①自治体等からの要請により、被災地の避難所又は災害対策本部（物資集積所を含む）への救援物資等を輸送する

②自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送する

③災害ボランティア活動であり、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する

●申請方法　申請書等を持って、危機管理課（☎(71)2220）へ

※申請書等は被災県や被災県社会福祉協議会のウェブサイトでダウンロードしてください。

※災害ごとに対応が異なる場合があります。

被災地でのボランティア活動を考えている方へ

被災地でのボランティア活動は、被災者のニーズと支援者の思いによって成り立っています。ボランティア活動をする場合は、次のことに留意してください。

- 現地ボランティアセンターのウェブサイト等を確認し、被災地へ行く前に的確な情報を入手する
- 身を守るための装備品、食料等は事前に用意し、携行する。宿所も事前に手配しておくこと
- 事前にボランティア保険に加入する
- 被災者の気持ちやプライバシーに配慮する

災害に備えて、できること

あなたの想いを届ける

■平成28年熊本地震の義援金を受け付けています

日本赤十字社安城市地区に寄せられた義援金は、日本赤十字社に送られ、被災県に設置された義援金配分委員会を通じ、全額を被災者へ届けます。

●義援金の主な受付場所　左表のとおり

受付場所	休館日
市役所本庁舎	土曜日の午後、日曜日
市役所北・西庁舎、明祥・桜井支所、北部出張所	土曜日 日曜日
社会福祉会館	日曜日 月曜日
文化センター、各地区公民館、各福祉センター	月曜日

※祝日の休館状況は施設により異なります。

●その他　領収書が必要な人は、社会福祉課・社会福祉協議会（社会福祉会館・各福祉センター）窓口へ義援金をお持ちください

●問い合わせ　市社会福祉協議会（☎(77)2941）、社会福祉課（☎(71)2262）

いざという時のために

■非常持出品等の準備を

災害発生時に持ち出せるものは限られています。避難時に一緒に持ち出す「非常持出品」は袋に入れて枕元や玄関等に、避難後に取りにいけばよい「備蓄品」は、車庫・屋外倉庫等に保管しましょう。

また、災害時に慌てないように、「どこに避難するか」「どの道を通って避難するか」「避難の際、どのように連絡を取り合うか」等を日ごろから家族で話し合いましょう。

非常持出品（例）	備蓄品（例）
□懐中電灯	□ガスコンロ・カセットガスボンベ
□ラジオ	□毛布
□ホイッスル	□飲料水をためるポリタンク
□常備薬	□寝袋
□飲料水	□調理器具
□食料	□食器類
□お金（小銭も用意する）	□ジャッキ

安全・安心な住まいに

大規模地震における死因の約7割を、家の倒壊や家具等の転倒による圧迫死が占めています。安全に、安心して暮らすことができる住まいをつくり、災害に備えましょう。

◎木造住宅の無料耐震診断・耐震改修費補助

●対象住宅　昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下で、在来軸組工法又は伝統工法の木造住宅（特殊工法を除く）

●申込　12月28日(水)までに、無料耐震診断➡申込書　耐震改修費補助➡申請書と必要書類を持って建築課（☎(71)2241）へ

※申込書・申請書は、同課・市公式ウェブサイトで配布。

※ここで記載した他に、耐震シェルターや非木造住宅への改修費補助もあります。詳しくは問い合わせてください。

■木造住宅無料耐震診断

耐震性を数値で判定し、耐震改修の概算工事費を提示します。

■木造住宅耐震改修費補助（一般型）

●対象工事　無料耐震診断の判定値が0.7未満のものを1.0以上（判定値が0.7以上1.0未満の場合は、0.3加算した数値以上）にする改修工事

●補助額　120万円（対象経費が120万円未満は当該経費の額）

■木造住宅耐震改修費補助（簡易型）

●対象工事　無料耐震診断の判定値が1.0未満のものを0.1加算した数値以上にする改修工事

●補助額　対象経費の2分の1（上限30万円）

◎家具等の転倒防止対策を

ひとり暮らし高齢者等や障害者世帯を対象に、家具の取り付けを無料で行う、家具転倒防止器具取付事業を実施しています。詳しくは、高齢福祉課（☎(71)2223）又は障害福祉課（☎(71)2225）へ問い合わせてください。